

第七十四回国会 文 教 委 員 会 議 録 第 二 号

昭和四十九年十二月二十日(金曜日)

午後零時二十九分開議

出席委員

委員長 久保田四郎君

理事 河野 洋平君

理事 藤波 孝生君

理事 森 喜朗君

理事 嶋崎 謙君

小坂徳三郎君

床次 徳二君

西村 英一君

深谷 隆司君

小林 信一君

栗田 翠君

高橋 繁君

出席国務大臣

文部大臣 永井 道雄君

出席政府委員

文部政務次官 山崎平八郎君

文部大臣官房長 清水 成之君

文部省初等中等 安嶋 彌君

教育局長

委員外の出席者

文教委員会調査 石田 幸男君

室長

十二月十八日

義務教育就学児童・生徒の通学交通機関の確保

に関する請願(辻原弘市君紹介)(第四七一七号)

私立大学に対する国庫助成増額に関する請願

(竹村幸雄君紹介)(第四七二二号)

同(栗田翠君外一名紹介)(第五九一九号)

私立幼稚園教育振興に関する請願(愛野興一郎

君紹介)(第五五六六号)

同(白井莊一君外一名紹介)(第五六七七号)

第一類第六号 文教委員会議録第二号 昭和四十九年十二月二十日

同(越智通雄君紹介)(第五六八八号)
同(海部俊樹君紹介)(第五六九六号)
同(粕谷茂君紹介)(第五七〇七号)
同(菅野和太郎君紹介)(第五七一七号)
同(木野晴夫君紹介)(第五七二二号)
同(久野忠治君紹介)(第五七三三号)
同(栗原祐幸君紹介)(第五七四四号)
同(小宮山重四郎君紹介)(第五七五五号)
同(左藤恵君紹介)(第五七六六号)
同(堀川正十郎君紹介)(第五七七七号)
同(榎田弘作君紹介)(第五七八八号)
同(田中正巳君紹介)(第五七九九号)
同(地崎宇三郎君紹介)(第五八〇〇号)
同(坪川信三郎君紹介)(第五八一一号)
同(渡海元三郎君紹介)(第五八二二号)
同(野田毅君紹介)(第五八三三号)
同(原田憲君紹介)(第五八四四号)
同(長谷川峻君紹介)(第五八五五号)
同(藤波孝生君紹介)(第五八六六号)
同(森喜朗君紹介)(第五八七七号)
同(山下元利君紹介)(第五八八八号)
同(山田芳治君紹介)(第五八九九号)
同(菅波茂君紹介)(第五九〇〇号)
同(島村一郎君紹介)(第五九一七号)
同(田中伊三次君紹介)(第五九一八号)
同(宮澤喜一君紹介)(第五九一九号)
同(栗山ひで君紹介)(第五九二〇号)
同(中山正暉君紹介)(第五九二二号)
同(鈴木善幸君紹介)(第五九三〇号)
同(中路雅弘君紹介)(第五九三三号)
同(増本一彦君紹介)(第五九四四号)
同(白井莊一君外一名紹介)(第五九四七号)
同(白井莊一君外一名紹介)(第五九四七号)

同(中川利三郎君紹介)(第五九五五号)
同(大学院生及び研究生の奨学金制度改善に関する
請願(正司幸助君紹介)(第七二二二号)
同月十九日
私立幼稚園教育振興に関する請願(木村俊夫君
紹介)(第八八八〇号)
同(足立篤郎君紹介)(第一二六四四号)
同(上村千一郎君紹介)(第一二六五五号)
同(江藤隆美君紹介)(第一二六六六号)
同(大久保武雄君紹介)(第一二六七七号)
同(小澤太郎君紹介)(第一二六八八号)
同(金丸信君紹介)(第一二六九九号)
同(龜岡高夫君紹介)(第一二七〇〇号)
同(倉成正君紹介)(第一二七一七号)
同(齋藤邦吉君紹介)(第一二七二二号)
同(田川誠一君紹介)(第一二七三三号)
同(竹中修一君紹介)(第一二七四四号)
同(谷垣專一君紹介)(第一二七五五号)
同(床次徳二君紹介)(第一二七六六号)
同(野中英二君紹介)(第一二七七七号)
同(原健三郎君紹介)(第一二七八八号)
同(藤本孝雄君紹介)(第一二七九九号)
同(坊秀男君紹介)(第一二八〇〇号)
同(山崎拓君紹介)(第一二八一七号)
同(阪上安太郎君紹介)(第一二八二八号)
同(久保田委員長 次に、文化功労者年金法の一部
を改正する法律案を議題といたします。
この際、理事会等における各派協議により、私
の手段で起草いたしました本案に対する修正案を
提出いたします。

同外四件(村山富市君紹介)(第一二八四四号)
同外六件(山口鶴男君紹介)(第一二八五五号)
は本委員会に付託された。

本日の会議に付した案件
国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員
給与等に関する特別措置法の一部を改正する法
律案(内閣提出第七号)
文化功労者年金法の一部を改正する法律案(内
閣提出第八号)

○久保田委員長 これより会議を開きます。
国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の
給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律
案を議題といたします。
本案に対し、質疑及び討論の申し出もありません
ので、直ちに採決に入ります。
国立及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の
給与等に関する特別措置法の一部を改正する法律
案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕
○久保田委員長 起立総員。よって、本案は原案
のとおり可決いたしました。

○久保田委員長 次に、文化功労者年金法の一部
を改正する法律案を議題といたします。
この際、理事会等における各派協議により、私
の手段で起草いたしました本案に対する修正案を
提出いたします。

文化功労者年金法の一部を改正する法律案
に対する修正案
文化功労者年金法の一部を改正する法律案の一
部を次のように修正する。

文化功労者年金法の一部を改正する法律案の一
部を次のように修正する。

第八条の改正に関する部分を次のように改める。

第八条第一項中「百五十万円」を「二百万円」に改める。

附則第一項中「昭和五十年四月一日から施行する」を「公布の日から施行し、昭和四十九年四月一日から適用する」に改め、同項ただし書を削る。

附則第二項の前の見出し及び同項を削り、附則第三項に見出しとして「年金の内払」を付し、同項中「前項の規定」を「この法律」に、「文化功労者年金法及び同項」を「改正後の文化功労者年金法」に改め、同項を附則第二項とする。

○久保田委員長 修正案はお手元に配付してあるとおりであります。

その案文の朗読は省略いたしましたして、以下、修正の趣旨を簡単に申し上げます。

修正案の趣旨は、原案において文化功労者年金の額を政令で定めることとしているのを、この際、諸般の事情を勘案して現行どおり法律で定めることとし、その額を百五十万円から二百万円に引き上げるとともに、この法律を公布の日から施行し、昭和四十九年四月一日から適用することとし、これに伴い必要な経過措置を講じようとするものであります。

以上が修正の趣旨であります。

何とぞ委員各位の御賛成をお願いいたします。

○久保田委員長 原案及び修正案に対し、質疑及び討論の申し出もありませんので、直ちに採決に入ります。

まず、委員長提出の修正案について採決いたします。

本修正案に賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○久保田委員長 起立総員。よって、委員長提出の修正案は可決されました。

次に、ただいま可決されました修正部分を除いて原案について採決いたします。

これに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○久保田委員長 起立総員。よって、修正部分を除いた原案は可決いたしました。

これにて、本案は修正議決いたしました。

○久保田委員長 なお、ただいま議決いたしました両法律案に対する委員会報告書の作成等につきましては、委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○久保田委員長 御異議なしと認めます。よって、さよう決しました。

〔報告書は附録に掲載〕

○久保田委員長 次回は、来たる二十五日開会することとし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時三十三分散会